

Life Design Focus

性的マイノリティが生きやすい社会を

第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 研究開発室 小谷 みどり

<全国5例目のパートナーシップ登録制度>

同性カップルを結婚と同等の関係と認める「パートナーシップ登録制度」が、那覇市で7月17日に開始した。那覇市の制度導入は、渋谷区・世田谷区（2015年11月）、伊賀市（2016年4月）、宝塚市（2016年6月）に次ぐ全国5例目だ。この日、パートナー申請第1号となった男性カップルは、「ピンクドット沖縄」（那覇市共催）のイベントのなかで人前結婚式を挙げ、那覇市長から証明書が手渡された。

「ピンクドット」は、「性的マイノリティが生きやすい社会を」と願う人たちがピンク色のものを身につけて集まるイベントで、2009年にシンガポールで始まったそうだ。私は通りがかりでこのイベントを覗いたが、大勢に祝福されて幸せそうな同性カップルの姿が印象的だったのはもちろんのこと、異性愛者、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人たちがオープンに集う光景に、偏見をなくし、互いを認め合う場が必要だと強く感じた。

写真1 ピンクドット沖縄のイベント会場の様子（ともに小谷撮影）



「那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」によれば、パートナーシップとは、「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活をするを約した、戸籍上の性別が同一である2人の者の社会生活関係」を指し、市内に住む20歳以上の同性カップルが申請可能な対象となる。

世田谷区は同性カップルが宣誓書を提出するだけなのに対し、伊賀市や那覇市では宣誓書に住民票や戸籍抄本を添付して申請し、市外への転出やカップル解消の際も届け出の必要がある。

この制度には法的効力はないものの、那覇市に限らず、すでに導入している自治体では、市営住宅に同性パートナーと同居できたり、市立病院で手術や治療が必要になったときに同意書にサインできたりする取り組みが進んでいる。

<LGBTの人たちを支援する取り組みが広がる>

那覇市は登録制度導入に先駆け、今年のピンクドット沖縄のイベントで、「市民と協働し、性自認および性的指向など性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市をめざす」として、「性の多様性を尊重する都市・なは宣言」(レインボーなは宣言)をおこなった。

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーを意味するLGBTを支援する自治体の宣言は、大阪市淀川区に続き、那覇市で2例目となる。2013年に「LGBT支援宣言」をした淀川区では、電話相談を受け付けたり、当事者が集まれるコミュニティスペースを設けたり、印鑑登録申請書から性別欄を削除したほか、淀川区・都島区・阿倍野区合同で、教職員向けLGBTハンドブックを作成したり、性の多様性を象徴する虹色のマークを職員の名札や区役所のトイレにつけたりし、啓発活動にも力を入れている。

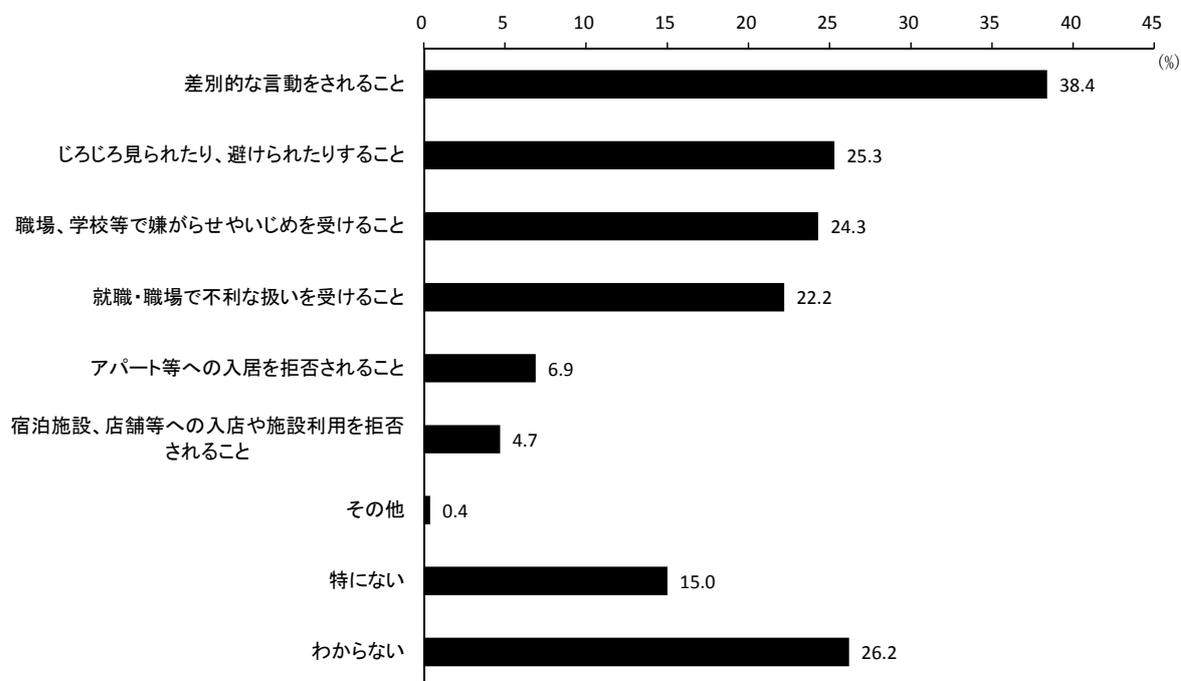
自治体だけではなく、LGBTの社員への配慮をはじめめる企業も出てきている。第一生命やパナソニックは今年4月から同性カップルを結婚に相当する関係と認め、慶弔休暇など福利厚生の対象とするほか、日本IBMは、同性パートナーがいると申告した社員に結婚祝金や転勤旅費を支給、レナウンは、自治体の証明書を提出した社員に結婚休暇を取得させるなど、LGBT社員に対応する企業が増えつつある。

<LGBTへの根強い差別や偏見>

とはいえ、社会の中に、LGBTの人たちへの偏見や差別は根強くあるのも確かだ。内閣府が2012年に実施した「人権擁護に関する世論調査」では、「異性愛、同性愛、両性愛といった性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」という質問に対し、「わからない」と回答した人が26.2%と多いものの、「特になし」と回答した人は15.0%にとどまった(図表1)。最も多かったのは「差別的な言動をされること」で38.4%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(25.3%)、「職場、

学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(24.3%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(22.2%) という回答が多い。

図表1 性的指向に関する人権問題



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」2012年

実際、ここ最近でも、「パートナーシップ登録制度」やLGBTに対し、「男らしさや女らしさ、男女による結婚を尊重し祝福する日本社会の価値観を否定するもの」「同性愛は異常」「婚姻は次の世代を産み育てること」「同性カップルから子どもは生まれない」などといった発言をする議員が相次いだことは記憶に新しい。

一方で、審議されなかったものの、野党4党は今年5月、LGBTの人たちへの差別解消を推進する法案を衆議院に共同提出したほか、来年1月から、厚生労働省は男女雇用機会均等法によって定められている指針を改正し、LGBTの人たちへのセクハラへの対処方針を就業規則に定めたり、相談窓口を設置したりすることを義務づける方針だ。

しかしアジアには同性愛を違法とし、厳しく処罰する国々もある。例えば「ピンクドット」の発祥であるシンガポールでは、刑法 377A 条で男性の同性愛行為は違法とされており、最大で2年以下の禁錮刑が科せられる（女性の同性愛行為は2007年の刑法改正で合法となった）。シンガポール内務省は今年6月、「ピンクドット」のスポンサーである欧米の大手企業に対し、「外国企業は国内問題に干渉すべきではない」として、「ピンクドットに資金提供したり、支持したり、影響力を行使したりできないよう措置を取る」と声明を発表したばかりだ。

マレーシアでも同性愛行為は違法で、最大20年の刑が科せられる。昨年には元副首

相が同性愛行為で有罪判決が確定し、話題となった。

同じく同性愛行為が禁じられているインドネシアのアチェ州では、昨年秋に施行された新刑法で、同性愛行為をおこなった者は100ヶ月間の懲役、100回のむち打ちの刑、金1,000グラム相当の罰金のいずれかの刑罰が科せられることになった。これは外国人観光客に対しても適用されるという。

<性の多様性について話し合える場が必要>

博報堂D Yホールディングスが今年5月、20歳から59歳までの全国の約9万人にインターネットで実施した調査によると、LBGTが8%にものぼったという。LBGTの人たちが地域や職場、学校など、身近にいるのが当たり前であることを私たちは認識する必要があると同時に、さまざまな性的指向の人たちが共生できる社会の実現のためには、性の多様性についてオープンに話し合ったり、考えたりする機会や場が不可欠であろう。

(こたに みどり 主席研究員)